

今後の取組方針について

■ 7月10日（本日） 第1回防災タスクフォース会議

第1回防災タスクフォース会議



- 「防災指針作成の手引き」の検討
- 「防災コンパクト先行モデル都市」等への相談対応
(現地訪問による直接的なコンサルティング等)
- パッケージ支援策の検討

■ 9月上旬(予定)

改正都市再生特別措置法施行

「都市計画運用指針」改正、「防災指針作成の手引き」公表

■ 9～10月(予定)

第2回防災タスクフォース会議

- 防災コンパクト先行モデル都市の取組経過の共有
- パッケージ支援策について情報共有

■ R2年度内

「防災指針作成の手引き」のリバイス・公表

(防災コンパクト先行モデル都市の事例を踏まえた内容の充実)

「防災指針」の作成に係るガイドラインについて

- 立地適正化計画に定める「防災指針」に記載する内容(基本的な構成や記載すべき事項など)の考え方や、作成にあたって留意すべき点は、都市計画運用指針(平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知)を改正し通知予定。
- また、図表等を交えた防災指針作成支援の資料を「防災指針作成の手引き」として、運用指針と合わせて作成予定。

都市計画運用指針(都市局長通達を改訂予定)

<位置づけ>

各地方公共団体の事務である都市計画制度の運用について、制度の企画・立案に責任を有する国として、都市計画制度全般にわたっての考え方を参考として広く一般に示すことにより、地方公共団体の制度の趣旨に則った的確な運用を支援していくもので、地方自治法第245条の4の規定に基づく技術的な助言の性格を有するもの。

<目次>

- I. 都市計画運用指針の趣旨
- II. 運用指針の構成
- III. 都市計画制度の運用に当たっての基本的考え方
- IV. 都市計画制度の運用の在り方
 - IV-1-3 立地適正化計画
 - 防災指針に関する基本的な考え方等を追記
- V. 都市計画決定手続き等
- VI. 都市計画基礎調査

防災指針作成の手引き(HPで今後公表予定)

<位置づけ>

都市計画運用指針に示した「防災指針に関する基本的な考え方」を踏まえた、実務における防災指針の検討・作成の作業に資するよう、図表を用いて防災指針作成の手順に沿って解説を行うもの。
 ※立地適正化計画作成の手引き(H30.4)と同様の構成で作成

<掲載内容(案)>

- 都市における災害リスク分析の方法
- 防災・減災上の課題の分析及び抽出
- 居住誘導区域等におけるリスク評価
- 防災・減災の目標の設定
- 居住誘導区域等における防災・減災対策の検討
- 対策の工程の設定

「防災コンパクト先行モデル都市」について

○「防災コンパクト先行モデル都市」の選定の考え方

- コンパクトシティの取組において、都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む都市であり、令和2年度中の防災指針の市民への提示や作成・公表を目標としていること
- 他の自治体が防災指針を検討・作成するにあたり先行事例として模範・参考となるよう、取組状況の段階的・定期的な公表への協力が可能であること
- 災害ハザード情報の入手等にあたり、河川管理者等との連携体制が整っていること

※「防災コンパクト先行モデル都市」は今後適宜に追加。

○防災タスクフォースにおける対応

- 防災コンパクト先行モデル都市における防災指針の検討・策定の取組を重点的に支援
- 防災コンパクト先行モデル都市の防災指針検討状況を踏まえた「防災指針作成の手引き」の充実
- 防災コンパクト先行モデル都市の取組状況の横展開